

令和6年度兵庫県規制改革推進会議の結果等について

1 会議の目的

県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、県民や企業の事業活動等の妨げとなっている事例があることから、当該規制の見直しや県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化等に関する審議を行い、支障の解消に向けた取組を推進する。

2 令和6年度の審議結果

(1) 県内市町や団体等から新たに提案のあった支障事例

①審議件数 6件 (詳細は別紙参照)

| 区分 | 件数 |
|-------------------------|----|
| ア. 県・市町の条例等による規制に関する事項 | 1 |
| イ. 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 | 4 |
| ウ. 国の法令等による規制に関する事項 | 1 |
| | 6 |

②審議案件の主なもの

ア. 県・市町の条例等による規制に関する事項

・景観形成地区における住宅宿泊事業（民泊）の規制の見直し【制度内容の周知】

住宅宿泊事業（民泊）の実施期間について、県では条例で制限期間を規定しており、市町長は期間の制限の解除又は緩和を申し出ることができるが、制度の認識が薄れている懸念があるため、期間の制限の解除又は緩和の申出の手続きについて、再周知を実施する。

イ. 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

・電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し【規制・手続の見直し】

電線共同溝の入溝において、県が許可制（審査期間1～2週間）を採用し、これにより占用者が行う工事が遅延するなどの支障事例が発生しているが、届出制を採用している自治体の例などを踏まえ、届出制への見直しを検討。検討にあたっては、届出内容に不備があった場合における入溝禁止命令の可否といった懸念事項の解消や、他の占用者への意見聴取も踏まえ、見直しを行う。

ウ. 国の法令等による規制に関する事項

・鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し【国へ制度の見直しを要望】

送配電事業者が行う電柱等の維持管理作業において、電柱に営巣したカラスの雛の捕獲や卵の採取を行う場合、個人単位での許可が必要となるが、作業従事者が多数であり、複数市町への申請も必要となるなど事務が煩雑になっている。当該手続きは鳥獣保護管理法に基づくものであることから、令和7年度の地方分権に関する提案募集を活用し、許可を要しない手続きへの見直しを国へ要望する。

3 令和7年度の兵庫県規制改革会議の取組

(1) 県内市町、企業・団体等、県民から幅広く提案を募集し審議

①募集期間

・通年募集

うち集中募集期間：令和7年3月21日(金)～6月30日(月)

※規制改革の取組を加速するため、重点的に募集する期間として、集中募集期間を設定する。

②提案対象

- ・兵庫県及び県内市町の条例、規則等に基づく独自規制により、行政や企業等の事業活動の妨げとなっている規制の見直し
- ・県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化等

【令和7年度のスケジュール（予定）】

| | |
|----------|---|
| 3月～6月 | ・規制改革に関する提案の集中募集期間 ※期間後も通年で募集 |
| 5月～7月 | ・条例等所管団体及び事務局における対応方針案(規制を設定する必要性等)の検討 |
| 7月下旬頃 | ・第1回会議開催 (提案への対応方針に関する協議 等) |
| 8月～10月下旬 | ・推進会議の意見を踏まえた条例等所管団体及び事務局における対応方針案の再検討 |
| 11月頃 | ・第2回会議開催 (第1回会議で再検討となった規制の対応方針に関する協議 等) |
| 12月～1月下旬 | ・推進会議の意見を踏まえた条例等所管団体及び事務局における対応方針案の再検討 |
| 2月頃 | ・第3回会議開催 (第2回会議で再検討となった規制の対応方針に関する協議 等)、報告書の取りまとめ |

【参考】

① 令和6年度の兵庫県規制改革推進会議委員等

(委員) 【五十音順】

岸 敏幸(兵庫県経営者協会専務理事)

新保 奈穂美(兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科准教授)

中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)

中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授) ※委員長

長谷川 尚吾(日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長)

三宅 康成(兵庫県立大学環境人間学部教授)

(オブザーバー)

酒井 隆明(兵庫県市長会会長(丹波篠山市長))

庵治 典章(兵庫県町村会会长(佐用町長))

② 令和6年度の会議開催実績

- ・第1回(令和7年1月14日) 支障事例等の提案への対応方針に関する協議 等
- ・第2回(令和7年3月21日) 第1回会議で継続審議となった事項に関する審議
報告書の取りまとめ 等

1 県・市町の条例等による規制に関する事項

| 審議項目 | 支障事例の内容 | 審議結果 |
|---------------------------------|--|---|
| (1) 景観形成地区における住宅宿泊事業（民泊）の規制の見直し | ・住宅宿泊事業（民泊）の実施期間について、県では条例で制限期間を規定しているが、景観形成地区における民泊の制限期間について、解除が可能とならないか。 | 制度内容の周知 ・県条例では市町長からの申出により、制限期間の解除が可能であるが、制度の認識が薄れている恐れがあるため、県条例に基づく申出の手続きについて、ホームページで再周知を実施する（令和7年3月に追加掲載）。 |

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

| 審議項目 | 支障事例の内容 | 審議結果 |
|---------------------------------|---|---|
| (1) 電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し | ・電線共同溝の入溝において、県が許可制（審査期間1～2週間）を採用し、これにより占用者が行う工事が遅延するなどの支障事例が発生しているが、申請手続きの廃止又は届出による手続きが可能とならないか。 | 規制・手続の見直し ・届出制を採用している自治体の例などを踏まえ、届出制への見直しを検討する。 ・検討にあたっては、届出内容に不備があった場合における入溝禁止命令の可否といった懸念事項の解消や、他の占用者への意見聴取も踏まえ、見直しを行う。 |
| (2) 経営事項審査の窓口申請における予約方法の見直し | ・経営事項審査を窓口で申請する場合所管土木事務所あてに審査日の予約を行う必要があるが、審査日の予約方法について、電子メールや一部土木事務所が採用しているFormBridgeやKintoneを用いた予約システムが活用できないか。 | 現行の制度運用を維持 ・電子メールでの予約については、予約漏れ等が懸念されることから採用しない。 ・今後は利便性の高い電子申請の利用を推進し、窓口申請の予約システムについては、課題解決の検証を行った後、他の土木事務所での導入を検討する。 |
| (3) 建設業許可申請等における健康保険確認書類の見直し | ・建設業の許可申請等の際、健康保険・厚生年金保険等の加入状況を示す確認書類の提出の必要があり、健康保険について、建設国保等に加入している場合、県では被保険者証の写し等を求めている。厚生年金保険の加入状況を確認する書類の提出により、建設国保等の加入状況の確認は可能であるため、被保険者証の写し等の提出を不要とできないか。 | 規制・手続の見直し ・令和6年12月2日以降、国民健康保険被保険者証の新規発行が停止し、マイナ保険証へ移行されることから、他府県の手続き手法等も参考に、確認書類の見直しを検討する（令和7年3月に見直しを実施）。 |
| (4) 指定難病に係る医療費助成における還付請求手続きの見直し | ・指定難病に係る医療費助成の還付請求手続きについて、県では窓口での手続きを原則としているが、患者や保護者の負担軽減等の観点から、郵送や電子申請による手続きが可能とならないか。 | 規制・手続の見直し ・窓口申請に加えて、郵送による申請も可能とする（令和7年5月運用開始）。 ・電子申請の導入については、国が進める難病等医療費助成制度オンライン化事業の動向を踏まえ、検討する。 |

3 国の法令等による規制に関する事項

| 審議項目 | 支障事例の内容 | 審議結果 |
|----------------------------------|---|---|
| (1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・送配電事業者が行う電柱等の維持管理作業において、電柱に営巣したカラスの雛の捕獲や卵の採取を行う場合、個人単位での許可が必要となるが、作業従事者が多数であり、複数市町への申請も必要となるなど、事務が煩雑になっている。このため、事業所単位での許可取得や申請様式を簡素化することにより、許可申請手続きの負担軽減ができるか。 | <p>国へ制度の見直しを要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護管理法において、作業従事者ごとに許可申請を行い、各従事者が許可証の交付を受ける必要があるが、申請様式の記載内容は、同法施行規則で規定され、県には様式を簡素化する裁量権がない。 ・このため、「地方分権改革に関する提案募集」を活用し、そもそも許可を要しない手続きの実現について、国に求める。 |